

平成25年 8月 5日

河南町長 武 田 勝 玄 様

河南町特別職報酬等審議会

会長 楨 野 日 出 男

特別職（町長・副町長）の退職手当の額等について（答申）

平成25年5月30日付け河南人第18号により本審議会に対して町長から諮問のあった標記について、慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

答 申

1. はじめに

平成25年5月30日に、河南町長から「特別職（町長・副町長）の退職手当の額等について」の諮問を受けた。

諮問を受け審議をするにあたり、経緯を調査・確認する段階で、既に平成25年第1回定例会（3月議会）において、町より提案されるも町議会において否決された議案であったこと。更にはその遠因として、平成24年第4回定例会（12月議会）で、これも否決に終わった「職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例」にも関連する問題であることが判明した。

よって、諮問に到る経緯を調査・確認するため、2回にわたる町議会での審議の経過や審議の内容を拝見した。

その上で、当審議会としては、上記の経過・内容に拘泥することなく、大阪府下の他町村及び近隣市の状況、本町の財政状況、一般職の退職手当の削減状況などから、中立公正な立場に立って慎重に審議を重ね次の審議結果を得た。

2. 特別職（町長・副町長）の退職手当の額等について

(1) 退職手当の支給割合及び額

町長及び副町長の退職手当の支給割合及び額については、次のとおりとすることが適当である。

町 長	支給割合	100分の35
	退職手当の額	12,700,800円
副町長	支給割合	100分の22.5
	退職手当の額	7,333,200円

(2) 改定の実施時期

改定の時期については、「職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例」の施行日である平成25年10月1日とするのが適当である。

3. 審議会開催状況

第1回審議会 平成25年 5月30日

第2回審議会 平成25年 6月 6日

第3回審議会 平成25年 7月23日

第4回審議会 平成25年 8月 5日

4. 審議経過及び内容

河南町特別職報酬等審議会は各種団体等からなる5名の委員構成で、平成25年5月30日に設置された。

まず、第1回審議会では、町長及び副町長の退職手当の額について、諮問するに至ったこれまでの経過として、一般職の退職手当の削減や特別職の自発的な退職手当の削減などについて、町議会での審議内容等について説明があった。その上で、当審議会としては独立した組織として、町議会での審議内容や議決結果に捉われることなく客観的な指標をもとに審議することを決定した。

次に、町長及び副町長の退職手当の算定方法や大阪府下の町村及び近隣市の退職手当について説明があった。市町村の中には、選挙公約により市町村長の給料や退職手当を自主的に削減されている市町村もあるが、特別職の職務・職責に基づき、それに見合ったものとなるよう考慮すべきであるという基本認識を決定した。

第2回審議会では、第1回審議会での資料を基に、各委員において忌憚のない意見交換が行われた。町長の行政運営及び情報発信力などについて、非常に高く評価することは出来るが、一方で一般職の退職手当が大幅に削減されることなどを踏まえ、特別職の退職手当についても削減せざるを得ないものと決定した。

削減の方法としては、特別職の給料額を引き下げ、退職手当を抑制すべきとの意見もあったが、特別職の給料額は既に削減している状況にあり、今回は退職手当の支給割合を引き下げる方法で対応することに決定した。

第3回審議会では、削減の支給割合について、意見交換が行われた。特別職の退職手当について、平成25年第1回定例会に町より提案された10%カットは適当な水準であるという意見があった。しかし、10%カット後の退職手当について、大阪府下の他町村と比較した場合、町長の退職手当は高水準にあり、副町長の退職手当は中水準となる。従って厳しい社会経済情勢等を踏まえると、町長の退職手当も中水準にすべきとの意見があった。結果、町長の退職手当の支給割合は100分の45から100分の35に引き下げ、副町長の退職手当の支給割合は100分の

25から100分の22.5とすることを決定した。

第4回審議会では、第1回から第3回までの審議内容を確認し答申内容を決定した。

5. おわりに

今回の諮問は、特別職の退職手当に関するものであったが、冒頭に述べた如く町議会における審議の経過や内容を拝見するについて、総じて町住民の立場に立った審議展開が期待どおり行われていたのか、人事院勧告を踏まえた議案でさえ否決するという感覚など当審議会としては、若干なじみ難いところを感じる。

すべからく、行政当局と議会の間は、緊張感のある協調、緊迫感の中の調和をもって町住民の期待にお応えいただくことを望みたい。

また、今回の答申は、退職手当に関して支給割合を引き下げることにより対応したが、本来的には特別職の給料額を含めて総合的に考える必要がある。

今回の審議の過程で、特別職の給料額及び町議会の議員報酬も一度見直す必要があるのではないかとの意見もあり、別途、審議会において検討してはどうかと考え意見として申し添える。